

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」 に対する意見募集の結果について

令和 8 年 10 月 15 日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩、フェナザキン、ベンゾビシクロン、クロルピリホス

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和 8 年 4 月 15 日（水）～ 令和 8 年 5 月 14 日（木）

(4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 1 件
- ・郵送 0 件

(2) 提出意見の総数 1 件

(3) 提出意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	クロルピリホスについて、販売禁止したから即基準を削除というのは、おかしいのではないかと流通が無くなったからといって、購入が登録制で回収できるものでもない限り、使われる可能性が有るだろう。汚濁基準は当分の間（十年以上）は維持する必要があるだろう。	令和7年4月から5月にかけて開催された、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）第12回締約国会議において、新たにクロルピリホスを廃絶対象物質とすることが決定されました。このことから、我が国においても適切な国内担保措置を講じる必要があります。例えば、令和8年5月、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種特定化学物質にクロルピリホスを追加し、同年7月には、農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（以下「共管省令」という。）にクロルピリホスを追加しました。 共管省令の改正により、クロルピリホスを有効成分とする農薬は登録を拒否することとなるため、水質汚濁に係る農薬登録基準値を改正し、クロルピリホスの登録に係る基準値の削除を行うものです。なお、共管省令の改正により、クロルピリホスを有効成分とする農薬は、販売及び使用が禁止となります。 一方、クロルピリホスを有効成分とする農薬は、令和7年2月に失効しており、現在、有効期限が残存しているものはありません。さらに、農林水産省は、農薬メーカーによる回収対応の徹底を指導しています。また、クロルピリホスは、水道水質管理上留意すべき項目（水質管理目標設定項目）に引き続き、位置付けられています。その他、化学物質環境実態調査の中で一般環境中の残留状況の調査が今後行われる予定です。

		なお、クロルピリホスに限らず、不要となった農薬等は、環境に影響が生じないように関係法令に従い適正に処理するよう、農薬危害防止運動など様々な機会を通じて指導しています。
--	--	--